

報告第 21 号

道路の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 8 月 24 日提出

一関市長 佐藤 善 仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 12 日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 24,501 円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として 24,501 円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市川崎町
個人

4 事故の概要

令和 4 年 6 月 12 日午後 2 時 30 分頃、川崎町薄衣字鴨地地内において、相手方車両が市道薄衣外山線を走行中、大雨により鋼製の側溝蓋が外れた横断側溝を通過したため、車両右側の前輪及び後輪のタイヤ等を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 70 パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 12 日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 44,564 円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として 44,564 円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市千厩町
個人

4 事故の概要

令和 4 年 6 月 20 日午前 7 時 40 分頃、藤沢町砂子田字野々田地内において、相手方車両が市道津谷川線を走行中、大雨により外れた集水柵の蓋として設置されていた縞鋼板に接触したため、車両左側の後輪及びサイドステップを破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 50 パーセント

報告第 22 号

物損事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 8 月 24 日提出

一関市長 佐藤 善 仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 8 日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 78,529 円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として 78,529 円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 宮城県気仙沼市長磯七半沢 137 番地
有限会社東北特工
代表取締役 小松 厚 氏

4 事故の概要

令和 4 年 6 月 26 日午前 6 時 40 分頃、千厩町奥玉字松原地内の市道松原寺ノ沢線において、住民が道路河川愛護作業により市道の草刈作業を行っていた際、草刈機により飛び跳ねた石が徐行通行していた相手方車両の後部左側ドアに当たり、破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100 パーセント

報告第 23 号

令和 4 年度一関市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第 2 条第 5 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 8 月 24 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第5号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月3日

一関市長 佐藤 善仁

令和4年度一関市一般会計補正予算（第7号）